

新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例(以下「条例」という。)第 2 条第 2 項第 2 号エに規定する区長が別に定めるとき並びに新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 2 号に規定する区長が別に定める書類を下記のとおり定める。

記

第1 条例第 2 条第 2 項第 2 号エに規定する区長が別に定めるときは、新宿駅東口地区地区計画(高度利用型地区計画)の運用基準(令和元年 12 月 27 日都市計画部長決定)第 3 条に規定する企画提案を行うときとする。

第2 規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する区長が別に定める書類は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める書類とする。

場合	書類
高度利用地区を活用して開発事業を実施する場合	新宿区高度利用地区指定基準実施細目(令和2年6月2日付け2新都都計第192号)第4に規定する申出書
特定街区を活用して開発事業を実施する場合	新宿区特定街区運用基準実施細目(平成26年11月5日付け26新都都計第941号)第4に規定する申出書
再開発等促進区を定める地区計画を活用して開発事業を実施する場合	新宿区再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目(平成23年3月30日付け22新都景第1228号)第2に規定する企画提案書
都市計画法第12条の8に規定する地区整備計画を定める地区計画を活用して開発事業を実施する場合	新宿駅東口地区地区計画(高度利用型地区計画)の運用基準(令和元年12月27日都市計画部長決定)第3条に規定する企画提案書
都市再生特別地区を活用して開発事業を実施する場合	東京都における都市再生特別地区の運用について(平成14年12月24日制定)に基づく事業者からの提案に係る書類
総合設計制度を活用して開発事業を実施する場合	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第43号様式による許可申請書

第3 規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する区長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 前項の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める書類
- (2) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認又は法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知に係る書類

附 則

この要領は令和 8 年10月1日から施行する。